

主催：日本弁護士連合会&東京都自閉症協会

## 将来の暮らしを

イメージ

しましょう

～親なき後へ少し早めの備えのために～

2016年に成年後見制度利用促進法が施行されました。しかし、まだまだ制度の利用が進んでいるとは言えないのではないのでしょうか？「最近よく耳にする信託と成年後見制度との関係は？」「後見人を弁護士の先生にお願いしたら報酬は高いの？」「身上監護はどのくらいやってもらえるの？」様々な疑問をみなさんお持ちと思います。自閉症スペクトラムの人たちが、それぞれの人生を自分らしくまっとうするために必要な制度ではありますが、実際の活用をイメージしてみませんか？今回は2名の弁護士の先生をお招きして勉強会を開催します。

### ■ 日時

11月17日(日) 13:30～15:30

■ 会場 福祉財団ビル7階 大会議室 (豊島区南大塚3-43-11)

JR 山手線 大塚駅南口徒歩4分 東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅徒歩6分

### ■ 講師

弁護士 根本雄司氏 (おおどおり総合法律事務所)

神奈川県弁護士会では成年後見センターみまもりの運営副部会長を務め、日本弁護士連合会では、高齢者・障害者権利支援センター委員の他、信託センター副センター長を務める。家族に高齢者や障がい者を抱える立場から支援者のみならず金融機関とも連携した財産管理を提案する。

弁護士 山本宏子氏 (船橋総合法律事務所)

日弁連高齢者障害者権利支援センター運営委員、日弁連信託センター委員、千葉家庭裁判所市川出張所調停委員をつとめている。高齢者や障害者の方々ができるだけわかりやすく弁護士を利用してもらうよう活動をしている。

■ 資料代 500円

■ 参加費 会員/無料 他府県会員/500円 その他/1000円

■ 定員 60名(先着順) ※定員に達し次第締め切らせていただきます

■ 申込方法 ①お名前、②住所、③電話・メールアドレス、④会員・非会員  
⑤お立場(保護者、当事者、教育関係、福祉関係、行政、他)、⑥ご質問等を明記の上、メールにてお申し込みください

■ 申込先及び問い合わせ NPO 法人東京都自閉症協会事務局 E-mail: autism@bz04.plala.or.jp  
TEL: 03-6907-3531 (月火木金の10時～15時)

